

# 「東京 島じまん食材使用店」登録制度

## 登録対象店

伊豆諸島及び小笠原諸島において営業している飲食店、宿泊施設、弁当店等

## 登録方法

外部審査委員による審査会により、登録店を決定

## 登録条件

以下のすべての条件を満たすものとします。

- (1) 島しょ産農林水産物を、概ね年間を通じて使用しているか、来島者の多い時期に使用し、島しょの特徴的な料理や独自に創作した料理で提供できること。
- (2) 島しょ産農林水産物の情報を店内、メニュー等に表示するなどして積極的に来島者に提供し、島しょにおける地産地消の推進につながる取組を行っていること。
- (3) 島しょ観光の振興に貢献する意欲があること。
- (4) 東京都が実施する情報発信を承諾し、東京都の食育・地産地消推進活動に協力すること。

## 「東京 島じまん食材使用店」の責務

東京島じまん食材使用店（以下「島使用店」という。）は次の責務を有します。

- (1) 島しょ産農林水産物を、島しょの特徴的な料理や独自に創作した料理で、来店者に積極的に提供する。なお、料理を提供できない期間がある場合は、その旨を店頭、メニュー、ホームページ等で明示するなど、来店者に対して情報提供すること。
- (2) 交付された登録証、表示看板等を店頭又は店内の見やすいところに掲示し、自ら島使用店であることをPRする。また、インターネット等で店に関する情報を発信する際は、可能な限り島使用店であることを明記する。
- (3) メニュー等に島使用店のロゴ等を活用し、島使用店であることを積極的に記載する。
- (4) 使用する島しょ産農林水産物の産地等を可能な限り町村名までメニュー又は見やすい場所に掲示し、来店者に島しょ産農林水産物やその関連情報を説明できるようにする。

## 申請方法

所定の申請用紙に必要事項を記入し、料理等の写真を添付の上、各支庁産業課の以下のあて先へ郵送又は持参してください。なお、申請用紙については、各支庁産業課にお問い合わせいただくか、東京都産業労働局農林水産部のホームページからダウンロードしてください。

URL <http://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.jp/norin/syoku/shimajiman/index.htm>

### <申請先>

|           |                 |               |
|-----------|-----------------|---------------|
| ○大島支庁管内   | 大島支庁 産業課 商工担当   |               |
| 〒100-0101 | 大島町元町字オンダシ222-1 | (04992)2-4431 |
| ○三宅支庁管内   | 三宅支庁 産業課 商工担当   |               |
| 〒100-1102 | 三宅島三宅村伊豆642番地   | (04994)2-1312 |
| ○八丈支庁管内   | 八丈支庁 産業課 商工担当   |               |
| 〒100-1492 | 八丈島八丈町大賀郷2466-2 | (04996)2-1113 |
| ○小笠原支庁管内  | 小笠原支庁 産業課 産業担当  |               |
| 〒100-2101 | 小笠原村父島字西町       | (04998)2-2122 |

## 申請期間

平成29年6月1日（木）から7月4日（火）まで（必着）

## 登録

9月下旬を予定